



宮 崎 県 公 報

令和3年6月21日(月曜日) 第 215 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………(“) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(“) 2
- 県営土地改良事業計画の変更……………(“) 2
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(“) 3
- 入札公告……………3

告 示

宮崎県告示第 469号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 榎田-1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	えびの市大字小田字牟礼1507番
2	“ 大字榎田字園田 409番13
3	“ “ “ 409番13
4	“ “ “ 409番7
5	“ “ “ 409番5
6	“ “ “ 399番1
7	“ “ “ 399番1
8	“ 大字小田字炎谷1373番
9	“ “ 字牟礼1507番

宮崎県告示第 470号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	久 保	37-01	地 滑 り
	日 添	37-02	地 滑 り
	尾後ノ崎	37-03	地 滑 り
	尾 前 下	37-05	地 滑 り
	葛 の 元	37-06	地 滑 り
	下 福 良	37-14	地 滑 り
	間 柏 原	37-15	地 滑 り
	引 地	37-16	地 滑 り
	下 松 尾	37-35	地 滑 り
	大 岩 屋	37-18	地 滑 り
	下 野	37-19	地 滑 り
	桑 弓 野	37-20	地 滑 り
	若 宮	37-21	地 滑 り
	下 水 流	37-22	地 滑 り
	山 の 戸	37-23	地 滑 り
	横 野	37-36	地 滑 り
寺 床	林37-1	地 滑 り	

小 向	37-24	地 滑 り
今 村	37-25	地 滑 り
尾 崎 下	37-29	地 滑 り
梅 尾	37-30	地 滑 り
尾 崎	37-31	地 滑 り
中 山	37-37	地 滑 り
尾 崎 2	37-40	地 滑 り
大 久 保	37-34	地 滑 り
鹿 野 遊	37-41	地 滑 り
下椎葉川 1	09- 430- 1 - 019	土 石 流
下椎葉川 2	09- 430- 1 - 020	土 石 流
水口谷川- 新①	09- 430- 1 - 016 -新①	土 石 流
下椎葉- 2 -新①	II- 1 - 7271- 新①	急傾斜地の崩壊
下椎葉- 2 -新②	II- 1 - 7271- 新②	急傾斜地の崩壊
下椎葉- 2 -新③	II- 1 - 7271- 新③	急傾斜地の崩壊
下椎葉- 2 -新④	II- 1 - 7271- 新④	急傾斜地の崩壊
下椎葉- 2 -新⑤	II- 1 - 7271- 新⑤	急傾斜地の崩壊
中椎葉- 1 -新①	II- 1 - 7273- 新①	急傾斜地の崩壊
大中尾- 3 -新④	II- 1 - 7336- 新④	急傾斜地の崩壊
大中尾- 3 -新⑤	II- 1 - 7336- 新⑤	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	下椎葉川 2	09- 430- 1 - 020	土 石 流
	中椎葉- 1 -新①	II- 1 - 7273- 新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 牧 力	北諸県郡三股町大字長田6460番地 13

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、田野町元野地区土地改良区（宮崎市）から令和3年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）から令和3年5月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、鹿児島地区県営土地改良事業（高原町、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間

令和3年6月21日から令和3年7月19日まで

3 縦覧場所

高原町役場農畜産振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、塩屋原地区1換地区県営土地改良事業(串間市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年6月21日から令和3年7月19日まで

3 縦覧場所

串間市役所農地水産林政課内

4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 タブレットPC 3,400台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年12月23日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件

を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年7月26日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和3年6月21日から令和3年6月28日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和3年6月21日から令和3年8月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和3年6月21日から令和3年7月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和3年8月2日午前10時(送付にあっては、令和3年7月30日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁7号館3階734号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和3年8月2日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 契約の締結に関する事項

本案件に係る契約には県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは本契約を締結しないものとする。

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/ or services required:
Tablet, 3400 Pcs.
- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 2 August, 2021
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section,
Article Management and Procurement Division, Treasury
Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori
Higashi 2 - 10 - 1 , Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Ja-
pan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208